



本事業は、SDGsの「12 つくる責任
つかう責任」に資する取組です。

2019年12月26日（木）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ

担当 近藤、辻本

内線 5031・5036

ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2019年12月号（No. 378）＞

健康食品に関連した健康被害の相談が急増！ ～ 体調に異変を感じたらすぐに利用を中止しましょう ～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、インターネット通販などで購入した健康食品を摂取後に、体調を崩したという相談が急増しています。（2018年12月～2019年11月 37件 前年同期 9件）

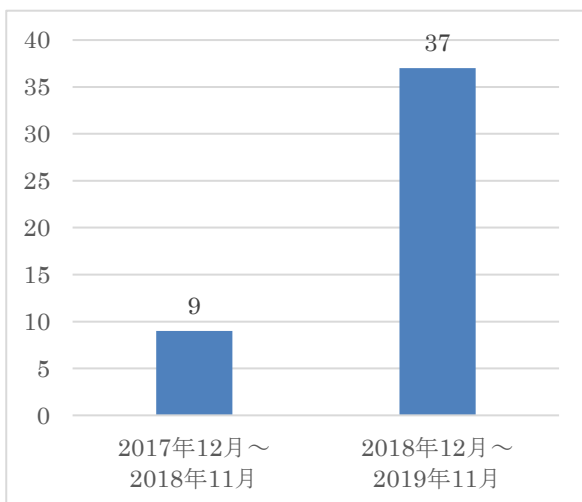
特徴

- ダイエットサプリメント摂取後の下痢や吐き気、バスタップサプリメント摂取後のめまいや湿疹といった体調不良の報告が目立っています。
- 相談の8割近くが、複数回の購入を条件とする「定期購入」の契約であり、体調不良をきっかけとして、解約・返品トラブルへ発展する事例が多くなっています。

アドバイス

- 体調に異変を感じたら、**すぐに利用を中止**しましょう。症状が重い場合は、商品等を持って、**速やかに医療機関を受診**しましょう。
- 摂取している健康食品の量や期間、さらに併用している医薬品の服用状況などについても、**メモを残しておきましょう**。
- 商品を注文する際には、「**定期購入**」が条件となっていないか、また「**返品の可否とその条件（返品特約）**」を十分確認することが大切です。
- **通信販売（インターネット注文を含む。）には、クーリング・オフの適用はありません。返品特約をしっかりと確認**しましょう。
- 契約トラブルに遭ったり、不審や疑問に思った場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口早めに相談しましょう。

◆ 健康食品に関連した健康被害の相談件数【集計時点：2019年12月18日】



◇ 消費者ホットライン

☎ 188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。